

6. 活用しよう助成制度

(1) 子育て・両立支援

■**育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）** **お問い合わせ** ▶(財)21世紀職業財団地方事務所
仕事と家庭の両立を図る労働者を支援する事業主・事業主団体の方へ助成金を支給しています。
(5コース)

- 代替要員確保
- 休業中能力アップ
- 子育て期の短時間勤務支援
- 育児・介護費用等補助
- 職場風土改革

■**中小企業子育て支援助成金** **お問い合わせ** ▶都道府県労働局
中小企業における育児休業、短時間勤務制度の取得促進を図るため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主（常用労働者100人以下）に対して都道府県労働局が助成金を支給します。

■**事業所内保育施設設置・運営等助成金** **お問い合わせ** ▶都道府県労働局
労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）に設置、運営及び増築を行う事業主（共同して事業所内保育施設の設置等を行う複数の事業主を含む）・事業主団体に、その費用の一部を助成します。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

■**ベビーシッター育児支援事業** **お問い合わせ** ▶(財)こども未来財団
児童手当法第20条に規定する一般事業主に雇用される者が、その就労や延長保育の実施のために、ベビーシッター事業者が提供するサービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成します。

参考

一般事業主行動計画の策定について（厚生労働省）

「次世代育成支援対策推進法」では、企業においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局にその旨を届け出ることが義務づけられています。現在、行動計画の策定・届出が義務づけられているのは、従業員数301人以上の企業（300人以下企業については努力義務）ですが、平成20年12月3日に次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、平成23年4月1日からは、従業員101人以上の企業について、行動計画の策定・届出が義務となります（100人以下の企業については努力義務）。

とうきょう次世代育成サポート企業について（東京都産業労働局）

東京都では、仕事と家庭の両立への取り組みを促進するため、一般事業主行動計画を策定し、次世代育成に積極的に取り組む企業を「とうきょう次世代育成サポート企業」として募集し、仕事と家庭の両立にやさしい企業を応援します。とうきょう次世代育成サポート企業に登録すると、「東京ワークライフバランス推進企業ナビ（愛称チャオ）」に掲載され、その取り組みを広く公表することができます。

(2) 高齢者・障害者雇用支援

■中小企業定年引上げ等奨励金

お問い合わせ ▶ 都道府県雇用開発協会

雇用保険の常用被保険者300人以下の事業主が、就業規則等により、高齢法第9条第1項に規定する高齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止を実施した場合に、導入した制度に応じ、一定額を支給します。

■高齢者雇用モデル企業助成金

お問い合わせ ▶ 都道府県雇用開発協会

①70歳以上まで働くことができる仕組み、又は②65歳以上の定年引上げないし65歳前に契約期間が切れない希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入に向けて新たな職域の拡大、処遇の改善、高齢者の積極的雇用を行うモデル的な取り組みをした事業主のうち、地域における波及効果が高いと認められるものについて、実施に要した費用の一部を支給します。

■障害者雇用納付金制度

お問い合わせ ▶ 高齢・障害者雇用支援機構

事業主等が障害者を新たに雇い入れたり、障害者の安定雇用を維持するため作業施設や設備の改善等を行う場合の経済的負担軽減を図り、障害者の雇い入れや継続雇用を容易にしようとする制度です。助成金を受けようとする事業主等は、助成金ごとに定められた期間内に助成金受給資格認定申請を行う必要があります。

参考

高齢者雇用確保措置について（厚生労働省）

「高齢者雇用安定法」の改正により、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととなりました。

障害者雇用促進法について（厚生労働省）

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月から段階的に施行されます。「障害者雇用促進法」では、一般民間企業（56人以上）は従業員数の1.8%の障害者の雇用を義務付けており（法定雇用率）、不足する障害者数に応じて1人月額50,000円を納付することになります。今回の改正により、この「障害者雇用納付金」の適用対象が拡大となり、現行の常時使用労働者数301人以上が、平成22年7月1日から201人、平成27年4月1日からは101人以上の事業主に適用となります。

Reference

(3) その他の雇用支援

■求職活動等支援給付金

お問い合わせ ▶ 都道府県労働局、最寄りのハローワーク

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し求職活動等のための休暇を付与した事業主、再就職先となり得る事業所において職場体験講習を受講させた事業主、職場体験講習を引き受けた事業主が受講した労働者を雇い入れた場合に助成金が給付されます。

■トライアル（試行）雇用奨励金

お問い合わせ ▶ 都道府県労働局、最寄りのハローワーク

業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3ヵ月）する場合に奨励金が支給されます。

■雇用支援制度導入奨励金

お問い合わせ ▶ 都道府県労働局、最寄りのハローワーク

事業主がトライアル雇用により雇用した労働者を常用雇用へ移行し、その労働者の就業が容易になるような、一定の雇用環境の改善措置等を実施した場合に助成される助成金です。

■若年者等雇用促進特別奨励金

お問い合わせ ▶ 都道府県労働局、最寄りのハローワーク

25歳以上40歳未満の不安定就労の期間が長い若年者等の安定した雇用を促進するために、当該労働者を雇用期間の定めのない労働契約により継続して雇用する事業主に対し助成される助成金です。

■若年者等正規雇用化特別奨励金

お問い合わせ ▶ 都道府県労働局、最寄りのハローワーク

年長フリーター及び30代後半の不安定就労者又は採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を正規雇用する事業主が、一定期間に引き続き正規雇用している場合に奨励金が支給されます。対象者を雇い入れた場合、中小企業は100万円、大企業は50万円が支給されます。

参考

中小企業等基盤強化税制〈人材投資促進税制〉（経済産業省）

中小企業者等が実施する従業員研修の費用の一定割合を法人税・所得税から税額控除し、中小企業者等の人材育成を応援します。平成20年4月1日に制度が改正され、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する等、手続きが簡素化、内容が拡充されました。

- 資本金1億円以下の中小企業者（*大企業の子会社は除かれます）や個人事業者が利用できます。
- 業種による制限はありません。
- 教育訓練費の額の8～12%を税額控除します。
- 当該年度の教育訓練費をもとに税額控除額を計算することになりました。

※法規・制度は2009年9月現在のものです。